



寺紋
ひいらぎ おもたか
柊 かこみ沢瀉
(通称 大関沢瀉)

大雄寺報

号 外

平成 29 年 5 月 26 日 発行

発行所 黒羽山 大雄寺

〒 324-0233

栃木県大田原市黒羽田町 4 5 0

TEL 0287-54-0332

FAX 0287-54-0330

編集発行人：住職 倉澤 良裕

印刷所：タキザワ印刷

国重要文化財指定「大雄寺」9棟

ほんどう くり ぜんどう しょうろう きょうぞう そうもん かいろう
本堂・庫裏・禅堂・鐘楼・経蔵・総門・廻廊 (3棟)・

きょうぞうむなふだ
経蔵棟札 (2枚)



この度、曹洞宗黒羽山大雄寺の本堂をはじめ九棟の建造物が、一括して国重要文化財に指定されました。また、ことにありがたい評価を頂きました。

大雄寺では、永年建造物等の保存・維持に努めてまいりました。

大雄寺の草創は、今から六〇〇年前、応永十一年（一四〇四）余瀬白旗城内に創建されたが、戦乱の中、大雄寺焼失、その後文安五年（一四四八）黒羽藩主第十代大関忠増により再建、その後、大田原藩大田原資清との争いで第十三代大関増次敗死、大関家の後継第十四代高増（大田原資清の子）により、天正四年（一五七六）に本拠黒羽城を余瀬白旗城から現在の地に移築した。大雄寺もこの時期に現在地に移築し、大関高増の先代藩主大関増次を中興開基とし、在室玄隣大和尚を中興開山として黒羽藩主大関家の菩提寺となった。

理していく道を強いられることとなった。

明治以降、自力で維持管理をおこなってきた大雄寺は、大正九年（一九二〇）に、維持管理に係る団体（財団法人大雄寺保護会）を設立している。

この財団法人大雄寺保護会は、大正九年から昭和三十三年まで三十八年間、寄付金をもとに維持管理に関わる事業を実施してきた組織である。

大正八年（一九一九）頃より、物価の高騰から、維持管理に必要な材料費が上がり、寺の経営が困難になり、伽藍の縮小・宝物の売却・寄付金の募集のいずれかの方策が検討され、最終的に寄付金の募集を行うことに決定したのである。

大正九年より建物の維持管理を主に務めてきた保護会であったが、昭和三十三年その解散が決定された。その解散の事由については、戦後の資金失効をきっかけに大きく傾き、厳しい状況を強いられてきたことがその理由として記されている。

保護会解散後、大雄寺は祠堂金をもとに寺院維持を行うこととなり、その後、昭和四十一年（一九六六）に曹洞宗の方針により大雄寺護持会を結成することとなり、檀家より年

会費を集め、寺院の維持管理を行うこととなる。

しかし、この護持会は、建造物の維持管理を中心に行っていた保護会とは違い、日常の維持管理に重点が置かれるもので、伽藍の維持管理を長期的に推し進めるものではなかったのである。

昭和四十二年経蔵・輪蔵が栃木県文化財指定を受け、昭和四十四年には本堂・庫裡・禅堂・総門・廻廊・玄関・鐘楼・御霊屋が文化財指定を受けられることとなり、伽藍の維持管理は、文化財保存修理事業として積極的に行うことが可能になった。

昭和四十三年から平成三年までの二十三年間は、文化財保存修理事業として解体又は、半解体修理が実施され、檀信徒からの浄財や参拝者からの浄財、栃木県・大田原市（黒羽町）の補助事業として保存に努めてきた。

明治維新から百五十年経った現在、大雄寺の建造物は、大幅な改造を受けず良好に維持・保存し、総茅葺き屋根を守り、当時の姿を今に伝えるものである。

今回、大雄寺建造物が国の重要文化財の指定を受けるに至ったのは、本堂と庫裏、禅堂、総門を構えて廻

廊で繋ぐ曹洞宗寺院伽藍の典型のひとつであるとともに、規模が大きい本堂と庫裏は、平面や空間の構成に古式をよく継承していること。個々の建築年代に違いはあるが、近世を通じて整備された茅葺の建築群が良好に保存されていることなど、近世曹洞宗寺院伽藍における地方小藩の菩提寺としての様態を示しており、高い歴史的価値が認められたものと考えられます。

今後も貴重な文化財として後世に伝え、これからも保存・維持そして活用を努めていきたいと決意を新たにしています。

大雄寺住職 倉澤良裕

